

令和6年度

東京都北区新紙幣・キャッシュレス

決済機器更新等支援事業補助金

《募集要項》

【申請期間】

令和6年11月18日 ～ 令和7年3月17日（消印有効）

※当支援事業は、決済機器の更新やキャッシュレス決済の導入等の経費を支払い後に提出される申請書類の審査を経て交付決定される事後書類審査方式の支援事業です。

※補助金を申請する場合は、まず申し込みを行い、取組実施と経費支払い後に申請書類一式を以下の申請先に郵送してください。申請書類一式（領収書、開業届等）にて書類審査を行うため、機器購入後に、補助対象外と判断される場合があります。

※複数回に分けて申請はできません。申請期間に1度のみになります。

※申請書類に不備があり申請期間内に必要な訂正等が完了しない場合、申請を受け付けられないことがありますのでご注意ください。

※申請書類は郵送にて受け付けます。

※提出された申請書類は返却しません。

※申請書類等は東京都北区ホームページからダウンロードできます→ [北区ホームページ](#)



【申請先・お問い合わせ先】 ※11月11日開設



（北区役所）新紙幣・キャッシュレス決済機器

補助金事務センター

住所：〒192-0390

日本郵便株式会社 八王子南郵便局私書箱5号光ビジネスフォーム株式会社

（北区役所）新紙幣・キャッシュレス決済機器補助金事務センター担当行

電話：0570-20-0670（電話受付時間：平日午前9時から午後5時まで）

※年末年始（令和6年12月28日～令和7年1月5日）は対応しておりませんのであらかじめご了承ください。

1 事業の内容と目的

中小企業者が北区内で運営する店舗において使用している自動券売機、自動釣銭機等の無人で金銭を収受する決済機器及び区内店舗において消費者と対面によりクレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード等による電子的な決済（キャッシュレス決済）を行うための端末の改修又は買替え等に要する経費の一部を補助します。

令和6年7月に発行された新紙幣に対応する決済機器及びキャッシュレス決済端末の導入を促進することで、区内の中小企業経営の効率化及び省力化を図り、もって経営の安定及び区内産業の振興に資することを目的としております。

2 申請要件

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、次の条号を全て満たしている企業が対象です。

- (1) 小売業又はサービス業を営んでいること。（飲食業を含みます）
- (2) 区内に事業所等があること。
【法人の場合】区内に本社を有し、これを履歴事項全部証明書において証明できる中小企業、又は区内に主たる事業所(※)を有し、当該事業所が支店登記され、履歴事項全部証明書において区内に所在することを証明できる中小企業
【個人事業主の場合】区内に住民登録又は事業所を有し、これを書面で証明できる個人事業主
- (3) 次のいずれにも該当していないこと。
 - ①大企業（中小企業者以外の者（会社及び個人に限る。）であって事業を営むものをいう。以下同じ。）が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していること。
 - ②大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること。
 - ③役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
- (4) フランチャイズ契約（一定の地域内で商標等の営業の象徴となる標識を用いて事業を行う権利を付与する契約をいう。）又はそれに類する契約を締結して事業を営んでいないこと。
- (5) 東京都北区暴力団排除条例（平成24年6月東京都北区条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと。
- (6) 代表者、役員又は使用人その他の従業員又は構成員が東京都北区暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団でないこと
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、金融・貸金業その他区長が補助金の交付対象として社会通念上適切ではない事業を行う者でないこと。
- (8) 区内において引き続き1年以上事業を営んでおり、補助金の交付を申請した後も事業活動を継続する意思があること。
- (9) 直近の法人都民税（個人事業主の場合は特別区民税）を滞納していないこと
- (10) 同一の個人が代表者となっている中小企業者が補助金の交付を受けていないこと。

※「主たる事務所を有する」とは

北区に本店又は登記がされ、主たる事務所として届出がされている事務所で、実質的に申請者の事業が営まれていることを言います。

単に登記があり、形式的に事業が営まれている状態では足りず、会社の概要、ホームページ、名刺、事業所の態様（社名の看板や表札等）、電話等連絡時の状況、事業実態や従業員の状況等から総合的に判断し、客観的にみて北区に根付く形で事業活動が実質的に行われていることが必要です。

3 補助率・補助限度額

①決済機器（自動券売機、自動つり銭機）

1台につき対象経費の1/2 上限20万円

ただし、決済機器がキャッシュレス決済併用機器である場合、

1台につき対象経費の2/3 上限50万円

②キャッシュレス決済端末

1台につき対象経費の10/10 上限10万円

※交付決定額は1,000円未満切り捨てです。

（「1,000円未満切り捨て」とは、「1,000円に満たない金額の部分を取り払う」ことです。例えば157,800円の場合は、157,000円となります。）

（参考図）

	新紙幣のみ対応 決済機器	新紙幣と キャッシュレス併用 決済機器	キャッシュレス 決済端末機器
補助率	2分の1	3分の2	10分の10
補助限度額	(一台につき) 20万円	(一台につき) 50万円	(一台につき) 10万円

4 補助対象期間

(1) 決済機器（自動券売機、自動つり銭機）

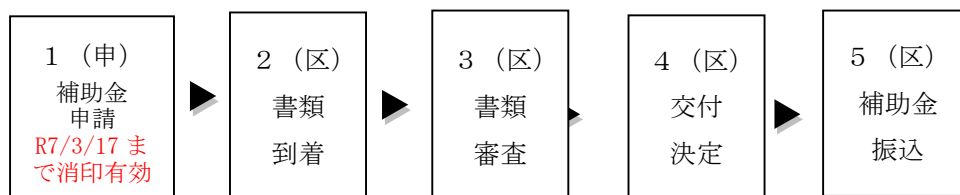
改修又は買替え（新規導入を含む）を実施し経費を支払った日から

令和7年3月17日まで

(2) キャッシュレス決済端末

令和6年4月1日から令和7年3月17日まで

5 事業の流れ



2～3は新紙幣・キャッシュレス決済機器補助金事務センター、4と5は区が行います。
申請の進捗等の問い合わせは事務センターの方へお問い合わせください。

《新紙幣・キャッシュレス決済機器補助金事務センター》

電話番号：0570-20-0670

電話受付時間：平日午前9時から午後5時まで

6 経費の支払い方法、支払人名義、領収書等の要件

下記の表に従って支出及び領収書等の取得が行われた経費が補助の対象となります。

	補助対象要件	補助の対象とならない例
(ア) 支払方法 一括払いのみ 補助対象とな ります。(工事 の着手金支払 いは補助対象)	① 現金	(a) 日本円以外での支払いは対象外
	② 銀行振込 (引落)	(a) 日本円以外での支払いは対象外 (b) 法人代表者個人の口座からの振込、 引落は補助の対象となりません。
	③ クレジットカード決済	(a) 日本円以外での支払いは対象外 (b) クレジットカード以外のキャッシュ レス決済(〇〇PAY等のキャッシュレ ス決済、プリペイド、チャージ方式の決 済手段)は補助の対象となりません。ク レジットカード経由でチャージしたキ ャッシュレス決済残高での支払いも認 められません。
(イ) 支払人名義	① 法人の場合は法人名	(a) 法人代表者個人、従業員、親族、第 3者の名義等でのクレジットカード、口 座、現金支払いは補助の対象となりませ ん。
	② 個人の場合は事業主名	(a) 従業員、親族、第3者の名義等での クレジットカード、口座、現金支払いは 補助の対象となりません。

(ウ) 領収書	以下①～⑥の記載があること	(a) 値引き、ポイント、ギフトカード、商品券等の利用分は対象外です。補助対象経費から利用金額分を差し引いてください。
	① 宛名 ・ 法人の場合は法人名 ・ 個人の場合は屋号及び事業主名	(b) 消費税等の間接経費は補助の対象となりません。
	② 発行日 (補助対象期間に発行されたもの)	(c) 補助を受けようとする事業者の親会社、子会社、グループ企業等関連会社(資本関係のある会社、役員および社員を兼用している会社、代表者の三親等以内の親族が経営している会社等)との取引に要する経費は対象外です。
	③ 金額(税込、税抜が判別できること)	
	④ 具体的な但し書き(「品代」のみの記載等は不可)	
	⑤ 購入機器等の内訳(品名、数量、単価) ・ 明細がない場合は、別途、見積書等の明細を添付すること	(d) 領収書に購入機器の記載が無い場合(購入機器が無償の場合など)、機器の導入が確認できる書類(納品書・明細書等)が必要となります。
⑥ 領収書発行元の名称、所在地、連絡先		

7 補助対象経費

(1) 決済機器

新紙幣の金種識別などに対応するために必要な機器の改修又は買替え(新規導入含む)に要する経費 ※自動販売機は除く

(2) キャッシュレス決済端末

多様な支払手段に対応するために必要なキャッシュレス決済端末の導入等に要する経費

ア キャッシュレス決済端末本体

イ 付属機器(パソコン、タブレット、レシートプリンター)等

※付属機器のみの導入は対象外です。必ず本体とセットで購入してください。

ウ 固定利用料

※ただし、キャッシュレス決済手数料は対象外です。

【(2)の補足】

キャッシュレス決済端末本体が無償で販売されているケースがございます。

その際、領収書で本体が導入されていることが確認できない場合がございます。

そういった場合は、納品書等の本体が導入されていることが確認できる書類を提出するようお願いします。

8 提出書類

対象者は、次に掲げる書面を令和7年3月17日までに、以下の送付先に提出してください。

- (1) 交付申請書（第1号様式）
- (2) 申請者概要（第2号様式）
- (3) 補助対象経費を支払ったことが確認できる書面（領収書等）
- (4) 決済機器又はキャッシュレス決済端末の設置が確認できる書面（現場写真等）
- (5) 決済機器又はキャッシュレス決済端末の買替えの場合は、補助対象者が買替え前の決済機器を使用していたことが確認できる書面（買替前に使用していた決済機器の写真や買替前の決済機器を廃棄したことが分かる書類）
- (6) キャッシュレス決済の加盟店手続完了したことが確認できる書面（加盟店手続をした場合に限る）
- (7) 会社概要（履歴事項全部証明書の写し又は開業届の写し）
- (8) 税の未納がないことが確認できる書類

【法人】直近の法人都民税の未納がないことが確認できる納税証明書（**法人事業税・特別税ではありません**）

【個人事業主】特別区民税・都民税の未納がないことが確認できる令和5年度（令和4年の所得に対する納税）の納税証明書 又は非課税収証書

※法人、個人事業主いずれも**領収証書は不可です**。必ず証明書を取得してください。

- (9) 区内に店舗等があることが確認できる書面
- (10) 請求書兼支払金口座振替依頼書(第5号様式)
- (11) その他区長が必要と認める書面
- (12) 返信用封筒（長3等）※返信用切手（110円以上の切手等）が貼られているもの
A4サイズの交付決定通知書1枚を三つ折りでお送りします。送り先住所・氏名を記載し、定型サイズ（長3）であれば110円切手を貼ったものを同封してください。
※三つ折りしない定形外サイズ（角A4等）での送付をご希望の場合は140円以上の切手が必要です。

【提出書類についての補足】

※補助対象経費であっても、期限内に取組の実施や納品が完了していない場合及び領収書、納税証明書、写真等の確認書類の未提出や不備がある場合は補助の対象となりません。

※提出していただいた書類は、補助金交付決定の審査資料となります。また、返却いたしませんので予めご了承ください。

※申請書類には、フリクションボールペン等、消すことができるボールペン、修正液、修正テープ等はお使いいただけません。

【送付先】

《新紙幣・キャッシュレス決済機器補助金事務センター》

送付先：〒192-0390

日本郵便株式会社 八王子南郵便局私書箱5号

光ビジネスフォーム株式会社

（北区役所）新紙幣・キャッシュレス決済機器補助金事務センター担当行

9 補助金の交付決定

交付決定額は、下記の表のとおりになります。

限度額を上回る経費については、申請者の負担になります。

※交付決定額は1,000円未満切り捨てです。

(「1,000円未満切り捨て」とは、「1,000円に満たない金額の部分を取り払う」ことです。

例えば157,800円の場合は、157,000円となります。)

	新紙幣のみ対応 決済機器	新紙幣と キャッシュレス併用 決済機器	キャッシュレス 決済端末機器
補助率	2分の1	3分の2	10分の10
補助限度額	(一台につき) 20万円	(一台につき) 50万円	(一台につき) 10万円

10 補助金交付決定の取り消し・補助金の返還

補助金の交付を受けた事業者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。補助金交付決定を取り消した場合において、既に交付決定企業に補助金が交付されているときは補助金を返還していただきます。

また、返還していただく際は返還期日を設けるため、その期日までに返還していただくこととなります。